

第百三十一回国会
衆議院

税制改革に関する特別委員会議録 第九号

平成六年十一月九日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 高島 修君

理事 石原 伸晃君

理事 林 義郎君

理事 早川 勝君

理事 甘利 明君

理事 金子 一義君

理事 栗原 裕康君

理事 塩谷 立君

理事 西田 司君

理事 野田 実君

理事 穂積 良行君

理事 山中 貞則君

理事 池田 隆一君

理事 北沢 清功君

理事 横光 克彦君

理事 五十嵐ふみ子君

理事 佐々木陸海君

出席國務大臣

内閣総理大臣 村山 富市君

大蔵大臣 武村 正義君

自治大臣 野中 広務君

出席政府委員

総務庁行政管理局長 陶山 晴君

大蔵省主計局次長 伏屋 和彦君

大蔵省主税局長 小川 是君

国税庁次長 松川 隆志君

自治省財政局長 遠藤 安彦君

自治省税務局長 滝 実君

委員外の出席者

地方行政委員会調査室長 前川 尚美君

大蔵委員会調査室長 中川 浩扶君

委員の異動

十一月九日

辞任

江藤 隆美君

穂積 良行君

村山 達雄君

山中 貞則君

伊東 秀子君

同日

辞任

稲葉 大和君

岸田 文雄君

栗原 裕康君

横光 克彦君

同日

補欠選任

山中 貞則君

江藤 隆美君

村山 達雄君

穂積 良行君

伊東 秀子君

同日

理事江藤隆美君同日理事辞任につき、その補欠として林義郎君が理事に当選した。

十一月九日

消費税の税率引き上げ反対、廃止に関する請願

(佐々木陸海君紹介)(第一七四号)

同(志位和夫君紹介)(第一七五号)

同(穀田恵二君紹介)(第二一〇号)

同(佐々木陸海君紹介)(第二二二号)

同(志位和夫君紹介)(第二二三号)

同(中島武敏君紹介)(第二三三号)

同(不破哲三君紹介)(第二三四号)

同(藤田スミ子紹介)(第二三五号)

同(古堅実吉君紹介)(第二二六号)

同(山原健二郎君紹介)(第二二七号)

同(若佐恵美君紹介)(第二五三三号)

同(寺前巖君紹介)(第二五四号)

同(中島武敏君紹介)(第二五五号)

同(東中光雄君紹介)(第二五六号)

同(正森成二君紹介)(第二五七号)

同(松本善明君紹介)(第二五八号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二五九号)

同(吉井英勝君紹介)(第二六〇号)

同(穀田恵二君紹介)(第二七二号)

同(佐々木陸海君紹介)(第二七三三号)

同(志位和夫君紹介)(第二七四号)

同(東中光雄君紹介)(第二七五号)

同(不破哲三君紹介)(第二七六号)

同(古堅実吉君紹介)(第二七七号)

同(正森成二君紹介)(第二七八号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二七九号)

同(山原健二郎君紹介)(第二八〇号)

同(吉井英勝君紹介)(第二八一号)

同(中島武敏君紹介)(第二四〇号)

消費税率引き上げ反対等に関する請願(藤田スミ子紹介)(第二六一号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出第二二二号)

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)

平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(内閣提出第四四号)

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○高島委員長 これより会議を開きます。

開会に先立ち、改革所屬委員に事務局をして御出席を要請いたしましたが、連絡がとれません。

再度理事をして御出席を要請いたしますが、連絡がとれません。

で、しばらくお待ちください。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高島委員長 それでは、速記を起こしてください。

再度御出席を要請いたしましたが、改革所屬委員の御出席が得られません。やむを得ず議事を進めます。

この際、理事辞任の件についてお諮りいたします。

理事江藤隆美君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○高島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

引き続き、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○高島委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に林義郎君を指名いたします。

○高島委員長 内閣提出、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案、平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案、地方税法等の一部を改正する法律案の各案を一括して

議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石原伸晃君。

○石原(伸)委員 自由民主党を代表いたしました。村山総理大臣をお迎えして、税制改革関連法案について締めくくりの総括質疑を行わせていただきますと思います。

私、けさ起きまして、新聞の各紙を読ませていただきました。ここに何紙か持ってまいりました。

「与党きょう採決」「改革」再び欠席の構え。

改革が審議をボイコットした衆院税制特別委員会、断続的に理事会を開いた、しかし、今後の日程をめぐる協議は決裂した。あるいは「違い」出せぬ「改革」「日程で駆け引き」限界に「また、与党、採決の構え きょう税特委「改革」は拒む方針」「与党、採決の構え「改革」ボイコットで緊迫」。

そしてまた、今同僚の理事の方々が出席を要請したにもかかわらず、この旧態依然とした、国民の皆様方の前で、この開かれた国会という場を通じて、この税制改革の意義、そして重要性を質疑をしていただくこの委員会が最終局面を迎えてこのような状態を迎えたことは、非常に残念でならないわけであります。

さらに他の新聞にも、税制改革は内容よりも日程の駆け引きとなっている、こんな指摘もされているわけであります。

国民にとりまして、今回の税制改革の持つ意味を国会というこの開かれた論議の場で明らかにしていくことが私たち国会議員の職責であると考えている者として、改めて残念であり、また遺憾であると考えて次第でございます。

そうはいいまして、この重要法案、これまでの質疑、二十時間にも及ぶ質疑の中でさまざまな問題点が出てまいりましたので、きょうは、前回の質問のときは所得税の減税を中心に質疑をさせていただきまして、今回は消費税の問題を中心に議論をさせていただきたいと思っております。

総理は、当委員会あるいは代表質問、予算委員

会で、今回の税制改革の理念について、活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立って、働き盛りの中堅所得者層の税負担が過重になっているのを改めて、そして社会の構成員が広く税負担を分かち合えるような税制を構築するために、個人所得税の負担軽減と消費税の充実を図るものだ、こういうふうな再三お述べをいただけてきていると思えます。そしてまた、その一方で、村山内閣は行政改革に内閣を挙げて取り組むんだ、こういうお話も承っております。

消費税が導入されたときを振り返ってみますと、あのときは、国鉄の分割・民営化やいわゆる三公社の民営化など、国民の皆様にも行政改革の具体的な成果というものが明らかにようになっていた、そういう時代だったと思えます。

しかし今回は、この委員会の審議の中で、山口総務庁長官が年度内に具体策を出すということではございますけれども、まだ行革の具体的な姿が見えない形の中での消費税のアップというものを国民の皆様方から願っています。政府としては、行政改革を断行して税制改革に当たればよりベターだったと思うのでございますけれども、その点につきまして総理は若干御不満なんじゃないか、このようにささえ推察する次第でございますけれども、御所見を賜ればと思えます。

○村山内閣総理大臣 今委員御指摘ございましたように、これは消費税を引上げて国民の皆さんに税負担をお願いを申し上げるわけでありまして、その前提として、政府もやはり思い切った行政改革もやって、これだけのことはいたしたい、したがってぜひ御理解をいただきたい、こういう筋道でお願いすることが一番よかったのではないかと、行政改革というものは、そう右から左に簡単にできるものでもございませんし、これはもう連立与党三党の中でも、税制改革のプロジェクトとあわせて行政改革のプロジェクトでも真剣な議論をしてもらったと私は思っております。

その議論の結果、「行政改革を進めるに当たって

の基本方針」というものも策定してもらっているわけでありまして、この基本方針を踏まえて、これからは政府の重要な一つの課題として行政改革は取り組んでまいりまして、目に見えてなるほどやっとなという成果の上がるような行政改革をやらなきゃいかぬというので、私も、内閣全員に内閣一体となって行政改革はぜひ実現に向けて努力してほしいということも要請いたしております。

具体的には、今お話もございましたように、規制緩和につきましては、本年度内に五年を期間とする規制緩和推進計画を取りまとめるということも指示をいたしておりますし、同時に、特殊法人につきましては平成六年度内に具体的な見直しを各省で行ってもらう。そして、各省でそれぞれこの特殊法人の見直しが実行できるような、そういう案を提示してもらおうということもお願いをいたしておりますし、同時に、地方分権やあるいは情報公開や、あるいはまた、そうした行政組織を通じての各般の行政改革をやりながら、なるほどやっとなという成果の上がるようなものにぜひしたいという決意でこれから取り組みたいというふうなところでございまして、御理解をいただきたいと思います。

○石原(伸)委員 総理のお言葉に、なるほどやっとな、こういうお話がございました。やはり国民の皆様方に消費税のアップをお願いするわけでございますから、政府もみずから血を流したと、そこまで納得していただけないようなものを私は出していかねばならないと思えますし、またそのために大切なことは、先般来言われておりますように、各省庁の抵抗というものがかなりある、これもまた事実だと思えます。しかし、その具体的な成果を国民の前に一日も早く示すことがこの税制改革論議を国民の皆様方に御理解いただく上で極めて重要でありますので、引き続きリーディングシップを発揮していただきますように重ねてお願いを申し上げます。

まあ、そうはいいまして、具体的な姿が先に

あつてお願いするのが筋だと総理は今おっしゃられたわけでございますけれども、このことに対して総理もやはり今の御答弁の中で、その方が実はよかったのだということをほつきりとおっしゃいましたので、私は意を強くした次第でございます。そこで、次の質問に移らせていただきます。思うのでございますけれども、今回の税制改革はいわゆる中堅所得者層に配慮した税制改革でありまして、前回の所得税の抜本改革でいわれる中低所得層の方の累進性というものはかなり緩和をされておりますけれども、そうはいっても、今回の税制改革では、大蔵省の出している試算でも、消費税の税率がアップされますと、夫婦に子供二人の給与所得者の年収ベースで換算して四百万円あるいは五百万円と言われる方は平成十年になると、ネットでも、どうしてもこれは消費性向が非常に高いわけですから、増税になってしまふ。

しかし、やはり国民の皆様方に優しい政治を標榜されている総理としては、そういう人たちに、あるいは社会的弱者と言われる人たちに對してこの消費税の持つ逆進性対策あるいは配慮、こういうものが本当に十分と言えないのか、そしてまた、これから何をすべきか、総理は御所見をお聞かせ願いたいと思えます。

○村山内閣総理大臣 今御指摘がございましたように、消費税というものはやはりどうしても逆進性が伴うものだ。これは世の中には、よく言いますけれども、力の強い者もあれば弱い者もある、財力の非常に強い者もあれば財力の弱い者もある。したがって、本来税金というのは応能負担で、その能力に応じて税金を負担していただくというのが建前でありまして、しかし、所得税のあり方と、それから間接税を主体にした、水平的な課税によって国民がすべて横断的に負担をしようという、やはり所得と資産と消費といったようなものに対する課税をして、全体としてバランスのとれるような公平なものにしていくということが私は大事であるというふうに思うので

すね。

しかしそれだけに、この消費税には今お話しごさいましたように逆進性が大変強い。これは、同じものを買えば力のある者も力の弱い者も同じ負担をするわけですから、それだけの力の弱い者にはやはり過重負担になるというところは当然あり得るわけですから、その配額は十分する必要があるというので、今度のこの所得税の改正にいたしましても、課税最低限を上げて、できるだけ所得の低い方々にも恩恵がいくような配慮もしてある。

同時にこれは、例えば老齢福祉年金をもらっているとか、あるいは児童福祉手当をもらっているとかいう方々については、手当の引き上げが一年おくれるわけですから、そのおくれる分をカバーするために、一万円ずつ一時金として消費税率を上げる年次に支給をするといったような配慮もいたしておきますし、同時に私は、公平を期すためには、単に税金をいたたく面の配慮だけではなくて、やはり歳出面で十分福祉政策を充実させて、そして、そういう弱い方々に対する配慮を行うということも必要ではないかという建前から、例えば特別養護老人ホームに対する手当てとか、あるいは零歳児の保育等に対する手当てなどというようなことについても、それなりの財源を充当してやるような配慮も行ってきたいところのごさいますから、御理解をいただきたいと思ひます。

○石原(伸)委員 総理の御説明に本当に細かい配慮がなされているということを十分承知させていたさしました。

そして、最後に非常に大切なことをおっしゃられたと思います。歳出面でも、これからの高齢化社会あるいは少子化社会に対して福祉政策、十分な施策を講じていく。これは実は歳入面、今回は歳入の改革でございすけれども、歳出の、これまでのシリリングに固定化されたような、固定的な予算の作成というのではなく、やはり予算作成に当たっても十分村山総理のカラーを出した、そして、「人にやさしい政治」を標榜する村

山総理の具体的な姿というものを、私は、予算の中で総理が十分にインシアチブを発揮してやっていただけたらと思うのでございすが、やっていただけますでしょうか。

○村山内閣総理大臣 今答弁申し上げましたように、私はやはりこれからの大事なことは、これまではどうしても生産第一主義で経済にウエートがかつてきた、そのためにやはり世の中のひずみも生まれてきているのではないかと。言うならば、社会資本の充実という点については若干のおくれがあるということも当然言わなきゃならぬと私は思うのです。そういう意味で、強い者も弱い者も公正公平に生きられるような、そういう社会資本の整備や社会的な基盤の整備等々を行うための配慮ということも歳出面で十分検討する必要があるというところは肝に銘じてこれからもやっていきたいというふうにも思っているところであります。

○石原(伸)委員 総理の力強い御決意の陳述を賜りまして、十二月になりましたら一日も早く村山内閣として初めての予算というものを、そしてカラーの出た、弱者に優しい予算を作成していただきますようにお願いを申し上げます。

そしてまた、総理のお言葉の中にありましたこれから公正公平に生きられる社会、これはやはり二十一世紀の日本の姿として非常に大切なことだと思ひます。これまではどちらかといいますと結果の平等ということにどうしてもなりがちでありましたけれども、これからはやはり参入する機会を平等にする、これがきつと規制緩和であるのだと思ひますし、そしてそれにのつとて、日本に生まれた人たちがこれから生まれてよかったと、そして日本はすばらしい国だと思えるような国づくりのために御努力いただきますようにお願い申し上げます。

さらに質問を続けさせていただきたいと思ひますが、先般来当委員会でも大衆議論のありましたいわゆる消費税の逆進性緩和のために食料品の非課税、軽減税率問題、これが与党、野党委員から大分議論されたわけでございます。今回の三党の

税制改革大綱には「引き続き検討する。」となっております。引き続き検討する。また、この法律の中に、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案の附則の二十五条に「消費税の税率については、社会保障等に要する費用の財源を確保する観点、行政及び財政の改革の推進状況、租税特別措置等及び消費税に係る課税の適正化の状況、財政状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成八年九月三十日までに所要の措置を講ずるものとする。」というこの附則、いわゆる見直し規定があるために、その見直し規定の中の「消費税に係る課税の適正化」には食料品の軽減税率が含まれてくるのかこないのか。

先般も、同僚であります改革の村井委員の質問の中にもありまして、私は総理の答弁をずっと聞かせていただいて、終始一貫して全然ぶれてなくて、本会議のときからも、あるいは予算委員会のときも今回の答弁も全然ぶれていなかった、非常に整合性のとれた答弁だと思ひます。ですから、若干の誤解があつたと思ひます。ですから、その点につきましての総理大臣の御見解、そして大蔵大臣の御見解をこの場をかりまして改めて明らかにしていただきたいと思います。

○武村国務大臣 附則第二十五条のいわゆる見直し規定において勘案するとされております課税の適正化の状況につきましては、いわゆる不公平税制の是正や消費税の中小特例のさらなる改善などの状況を念頭に置いたものでございす。食料品に対する軽減税率の問題はこの見直し規定においては予定されておきませんが、消費税のあり方の問題として将来とも不断に検討していく課題であると認識をいたしております。

○村山内閣総理大臣 今大蔵大臣から答弁があつたとおりであります。これはやはりふだんから機会あるごとに議論をし、検討してはかなきゃならぬ課題であるということについては、もう終始一貫して私は申し上げていることでありまして、大蔵大臣の答弁と何ら違いはないということを申し上げたいと思ひます。

○石原(伸)委員 今の大蔵大臣の答弁、また総理大臣の答弁ではつきりして、やはり議論に整合性があつたということが私ははつきりしたと思ひます。

そこで、さらに質問を続けさせていただきたいのでございすが、主要国の付加価値税の非課税税率の概要、大蔵省の資料をいただいて見させていただきますと、やはり標準税率が一五%、これはドイツですけれども、そこで軽減税率として食料品あるいは水、新聞、雑誌、書籍等々七%、あるいはフランスは一八・六%でございすけれども、食料品、水、雑誌、書籍等々五・五%、またECの第六次指令を見ましても標準税率一五%以上で食料品、水、新聞、雑誌、書籍、医薬品等々五%以上、このように標準税率が非常に二けたの高いところになってこの軽減税率というものが発生している。あるいはイギリスでは一七・五%という標準税率に対してゼロ税率として食料品、水等が含まれております。

食料品、これと比べて食料品かという議論はこの委員会でもなされて、非常に難しいというところが明らかになつたと思ひます。けれども、その部分を低い税率にこれから抑えていったとすると、やはりその分他の標準税率というものが上がるといふのは、これは必然的なことでございすので、そんなところもこれから十分に勘案しながら二十一世紀の税制の改革の中でこの問題は明らかにしていかなければならない、そして検討して具体策を出すのであれば具体策を出していかなければならない、私はこんなふうな考えをしております。

大蔵大臣の御見解をもう少しお聞かせ願ひますでしょうか、この食料品の非課税の問題につきまして。

○武村国務大臣 今大衆詳しくヨーロッパの各国の状況をお教えをいたしました。そのとおりでございす。将来の課題としては、国民の関心もございすから、真剣に検討を続けなければいけないというふうにも思ひます。ところでございす。

住宅に対する軽減税率という議論も一部にはございます。そうなりますと、例えば衣食住、もう食料だけでも消費全体の中かなりのウエートを占めておりますだけに、これを例えば免税、ゼロにしますと、結局消費税全体としては税率をさらに上げなきゃならない、こういうことになつてもくろ可能性もありますし、ましてや衣食住というふうにくう広がつていきますと、結局消費税の特色が大きくもう変貌してしまうということにもなりかねない、かつての個別間接税に戻るといふことにもなりかねません。そういう意味ではやはり消費税とは一体何なのか、所得税や資産課税との並びで消費税の特色、いわゆる水平的公平のいい面の特色が生きる税制として議論をしていく必要があるんじゃないかというふうに私は思っております。

○石原伸委員 今大蔵大臣、住宅の問題を御指摘されましたように、我が国では、土地の売買に關しては消費税は非課税でございますけれども、上物については課税されております。こんなことで、例えば建て売りを買ったとき、その上物の値段を幾らにするのか、下の土地の値段を幾らにするかによつて納める金額が違ふ。そして、例えば一戸建てを郊外に買われる勤労者世帯にとりましては、この消費税というものが非常に後で、百万、二百万という単位ですから大きい、こんなところもやはりこれから検討課題であると私は考えております。

その辺につきましては大臣とは若干方向が違うのかなという気もいたしますけれども、そんなことも含めて、やはりこれからの消費税率、私は消費税率はもうこれ以上上がりませんなどということは責任ある立場として言えないと思います。やはり高齢化社会がやってきて、所得税の累進性、累進性というものは堅持しなければなりませんけれども、やはり水平的公平という観点、総理大臣も大蔵大臣もお話になったように、その観点に立つてこの間接税の比重というものがどうしても多くなっているのではないかと推察をしている次第

第でございますので、この部分については、この食料品の非課税の問題も含めて、そういうときにやはり弱者に優しい政治を村山政権、たとえ二十世紀になって村山政権ではないとしても、私たちは肝に銘じてこの問題は考えていかなければならないと考えている次第でございます。

大蔵大臣にさらに御質問をさせていただきたいのでございますが、先ほど言いました二十五条の附則、いわゆる見直し規定でございますね、ここがやはり一つ大きな議論のポイントになっていると思いますけれども、改めてお聞きいたしますけれども、なぜこの見直し規定が設けられているのか、御答弁を願いたいと思います。

○武村国務大臣　村山政権が発発をしたのが六月三十日でございますね。それ以前の政権、これは昨年秋の政府税制調査会の答申を受けて議論が始まっていたわけでありますが、国民福祉税の経験もありまして、あの後は、年度前半で議論を集約をして年度後半で税制改革を実現する、こういう方針を打ち出しておりました。羽田政権も同様でございます。また、そんな動きに対応して政府税制調査会も六月の答申を出された、こんな沿革がずっとございまして、そこで、村山内閣がスタートしたときに総理を中心に鳩山協議をいたさないで、いろいろ議論がありました。これは新政権がスタートするのだ、特に自民党はこの一年余り政権の外におられましたから全くまだ税制改革については真っ白である、野党であったというこ

とも含めて、そんな短い期間で三党の議論が煮詰まるだろうかという見方もありました。

すぐに盆になりました、しかしそういう中で、やはり年内実現という基本は変えずにいこうと総理が御判断されて、早々と所信表明でそうおっしゃっていただいたことで大きな流れの方向はお決めたいただいたわけですが、しかしそれにしても、益が過ぎるとうとうすぐ秋風が吹いてきまして、時間が足りない、非常に短い時間の間に税制改革の全体像を決めなければならぬ。そこに行政改革とか福祉ビジョンとか不公平税制と

か、いろいろな議論がございまして、むしろこれを先に決めなければ少なくとも消費税の引き上げなどという問題は結論が出せない、出すべきでないという、これは正論だと思ふのですね、ということが強く出てまいりました。しかし、それには時間が足りない、そういう矛盾に直面をしたわけであります。

そういう中で、九月に入りまして与党と政府全体の協議で、ここは全体を分離して、見直し条項のようにもう半年なり一年なり延ばして、そして議論を続けていって、最終、税率を決めて税制改革法案を提案をするという考え方もありました。それは分離という考えですが、しかし、いやしくも租税法定主義の原則からいっても、そういう二段階という分離的な考え方は必ずしも国民の評価を受けないのではないかと、また、非常に締まりのない、先延ばし、先送りの批判も受け

ることになるという心配もございまして、最終的には一体処理、この段階では五％で減税プラス福祉財源、限られた福祉財源という形で一応締めて、一体処理でお願いをし、そこに附則をつけて、さらに二年間福祉や不公平税制やそして行財政改革の大きなテーマを真剣に詰めていこう、そしてもし必要があれば見直しをさせていただこう、こういう全体の整理をいただくことになったわけでございます。そして、その点はぜひ御理解をいただきたいと存じます。

○石原(伸)委員　大蔵大臣のお話の中に、行政改革を先行しなければならないという正論があり、時間的制約がある中でこの矛盾に直面したと正直なお話をお聞かせ願いました。そんな中でこの見直し条項ができたわけでございます。その点とこの見直し条項は御理解させていただくのでありますが、国民的にはやはり心配なのは、五％と決めておきながら、これは見直し条項で税率をさらにアップするのじゃないか、そういう……。(「そうだ」と呼ぶ者あり)　今、そうだという声がどこからかかってきましたけれども、私はそれを否定する人間では決してないのですけれども、やはり行政改革で

みずから血を流して幾らかのお金を、それは何兆円も行政改革で私は財源ができるとは決して思いませんけれども、やはり総理の先ほどの御答弁の中にあったように、思い切つて行革をやつて、具体的な姿を国民の前に示すことが大切だ、それがあつて初めてこの税率アップの議論になるのが政治論ではないかと私は思うのですが、その点につまましての大蔵大臣並びに総理大臣の御見解を賜ればと思います。

○武村国務大臣 石原委員のこの発言については、私も基本的には同感であります。まあ幾らにもならないというお話は、私は、これは努力の中心によって決まる問題だ、だから行財政改革と申し上げておりますから、初めからこれは大して節約にならないぞというふうな思いでなしに、精いっぱい頑張つてみたいというふうに思っているところでございます。

各国も、そういう意味では、行政改革、財政改革、財政再建というところに押しなべて非常に關心を向けておりまして、そういう中では日本も、ややおくればせでございますが、この問題に真剣に取り組まなければならない事態を迎えているというふうに思っております。単に、言葉、スローガンだけに終わらせないで、この内閣で本当に、事前に余りPRするよりも事後にそれなりに御評価がいただける、そこそこやった、なるほどおっしゃっていただけるような行革をやっているというのが村山総理のお気持ちでございますから、私どももこれを体して精いっぱい努力をさせていただきます。

○村山内閣総理大臣　今、大蔵大臣から答弁したところ、
ことで大体もう尽きていると思いますけれども、
やはり私は、昨年七月以降の有権者の判断という
のは、従来のような政治のあり方ではなくて政治
をやはり変えてほしい、変わつてくれ、こういうう
国民の期待があると思うのですね。したがいまし
て、行政改革も単なる行政だけの改革だけではな
くて、歳出面等におきましてもやはり見直しをし
て、そして本当に国民のためになるような政治と

いうものをしつかりくり上げていく、それが私どもの内閣に課せられた課題ではないかというふうに考えておりますから、そういう実が上がるような実践をぜひやっていきたいものだ、やらなければならぬ、こういう認識でこれからもやっていきたいと思っています。

○石原(伸)委員 大蔵大臣並びに総理大臣の強い御決意をお聞きいたしましたので、私も与党の一員としてできる限りのお手伝いをさせていただきます。き、具体的姿を国民の皆様方の前に一日も早く見せるよう頑張らせていただきたいと付言させていただきます。

それでは、さらに質問をさせていただきます。思うのでございます。

今回の消費税率のアップに関連して、いわゆる消費税率制度が抱えるさまざまな問題点、今回はいろいろの改正を行っております。それに対して、十分である、やれ不十分である、こんな御討議も実は当委員会であつたわけでございますが、特に中小企業特例、こんなものについて大蔵大臣にお聞きしたいのでございますが、今回の消費税率制度の持つ矛盾点の改正というものは本当に抜本的改革なのであるか、あるいは今回の中小企業特例の改革はどのように考えられるのか、その点についてお話を聞かせたいと思います。

○武村国務大臣 中小特例と言われる幾つかの工夫がこの消費税率のスタート時点でもなされて、今回は、数年たつてその見直しという課題に直面をしたわけでありまして、それぞれスタート時点の状況の中で真剣な議論の上生まれた仕組みでございますが、数年間の運用の中でその実績、あるいは実績を前提にした幾つかの問題点も出てきております中で、今回かなり思い切った改革を加えていくということになりました。これでもう終わりのというか、もう十二分の改革というわけではありませぬ。

まさにこの点については、見直し条項においても、課税の適正化という中で引き続き議論を続けていただくとすることも期待をしているわけでは

ございますが、今回の改革では、とりあえずもう限界除制度はきっぱり廃止をするということに踏み切ることにいたしましたし、簡易課税制度も、当初一応五億円でございましたが、前回の見直しで四億になりましたものをさらに二億下げまして、上限を二億までということにすることにいたしました。この二つはかなり大きな改革だと思っております。免税点制度そのものは三千万を含めて大きな改革の対象にはなりませんでしたが、それでも一千万の新しい企業、新規企業については、今まで免税であつたものを課税対象にすることにさせていただきます。インボイスも、ある意味ではきちつと伝票を残していただくという、万一調査が入つてもわかるようにしていただくということでございます。適正な課税を推進していくという立場に立ちますと、これも見直しの一つの大きな中身だと思っております。

以上、この四点、たしか金額的には三千二百億くらいの増収になるというふうに見積もっているところでございます。

○石原(伸)委員 今る御説明がございまして、まさにさまざまな改正を行われ、まだ不十分なところがあればこれから直していくのは当然だと思えますけれども、免税事業者、いわゆる中小零細企業ですね、要するにババママストア、これは、サービス業以外の方々というのには商業統計を見ましてもやはり三人に満たないわけですね。要するに、二人でやっている。そういう人たちに過大な事務負担を強いる、あるいは、何というのでしょう、社会的になかなか、今商店街が都会なんかでは立地が非常に難しくなっておりますので、そういう人たちに余りの、過度のしわ寄せがあるような税制改革というものは、私は、必ずしも公平公正な社会を形成する上で確かな方策ではないと考えております。

そんなところで話題になってくるのがいわゆる益税という問題なんだと思うのでございますけれども、きょうはいらっしゃらないですが、大先輩であられる山中委員は、これは益税じゃなくて税

益だ、そんな税制はつくったことがないというお話も賜っておりますけれども、昨日の夕刊にこんな記事が出ておりました。「消費税率の免税事業者の「益税」についてとりあげたところ、賛否両論のお便りを頂いた。」「投書者のうち、賛成の意見はともかく、反対論の大半は、「価格に転嫁できず、益税などんでもない」「損税」になっている。」

益だ、そんな税制はつくったことがないというお話も賜っておりますけれども、昨日の夕刊にこんな記事が出ておりました。「消費税率の免税事業者の「益税」についてとりあげたところ、賛否両論のお便りを頂いた。」「投書者のうち、賛成の意見はともかく、反対論の大半は、「価格に転嫁できず、益税などんでもない」「損税」になっている。」

益だ、そんな税制はつくったことがないというお話も賜っておりますけれども、昨日の夕刊にこんな記事が出ておりました。「消費税率の免税事業者の「益税」についてとりあげたところ、賛否両論のお便りを頂いた。」「投書者のうち、賛成の意見はともかく、反対論の大半は、「価格に転嫁できず、益税などんでもない」「損税」になっている。」

○石原(伸)委員 今の主税局長の御答弁にありましたように、やはり適正転嫁の指導というものを省庁挙げてやっていたいただきたい、こういう御要望を申し上げたいと思います。

それではもう一点、自治大臣に次はお聞かせ願いたいのでございますが、今回の税制改革のもう一つの特徴であります地方消費税という問題がございまして。

村山総理のお話の中にありましたように、地方分権、こういうものを進める上で、やはり自主財源を確保するということは、地方財政にとりまして非常に大切なことであると私も認識している一人でございますが、この地方消費税の基本的な考え方、あるいはこれによって税務署員や地方公共団体の職員がふえるのじゃないか、あるいは納税者にとりまして二度手間になるのじゃないかというようなおそれがある。るるもう自治大臣がこれまで御答弁いただいておりますが、簡潔に、今回の地方消費税についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○野中国務大臣 地方の時代というのが言われてから久しゅうございまして、少なくとも今日までそれが具体像として出てこなかったものでございまして。昨年六月に衆参両院におかれまして地方分権推進の決議が満場一致でなされて、さらに行政改革推進本部が、いわゆる村山総理を本部長といたしましてできて、その中におきます地方分権部会の大綱が年内にまとめられる、そういう具体的なスケジュールが示され、一方において、地方制度調査会におかれまして中間報告がなされたり、あるいは知事会を初めとする地方六団体から、地方自治法初めの意見書が出されたりしまして、地方分権への流れというのが具体的なプロセスとして出てまいりました。

そういう中で、今回の税制改革におきまして、やはり地域の福祉を増進するために安定的な税財源を得る必要があるという意味から地方消費税が創設をされましたことは、地方分権の大きな弾みになり、その国会決議の意思に沿うものであると

いうように私どもは認識をしておるわけでございます。

したがって、委員御指摘のように、この地方消費税は、いわゆる地方譲与税とは違っていて、今までは国税で、いわゆる国が地方に一部譲与するということ建前でありましたのを、地方の都道府県議会において条例で議決をして、そしてこの賦課徴収を国に事務委任するというところでございまして、これは納税者の手続あるいは事務を簡素化するために国にお願いをするわけでございまして、本来、地方の税でありますから、地方みずからが賦課徴収するのが建前でありましょうけれども、納税者の利便性あるいは事務を考えますときには、その地方のメンツにこだわることなく、国にお願いが一番いいことであると考えておるわけでございまして、このことによつて大きな事務負担になるとは私は考えておらないのでございます。

まあ、いわゆる今回こういう都道府県の収入をふやしていただきますことは、あるいはそれが市町村に交付されることは、地域福祉を推進していく上ではまだ十分な安定財源を得ることではないわけでございまして、振り返りますと、あの最初平成元年に消費税を導入いたしましたときは、全国都道府県、市町村、それぞれほとんどの議会がいわゆる反対意見書を出してまいりました。ちょうど、今回の税制改革が出たときは、九月議会がそれぞれ全国地方議会において開催をされておるときでございました。けれども、ほとんど、私も二団体ぐらいだと思っておりますけれども、それ以外反対決議というのが出てこなかったというの、地方独自の財源を得ることに對して非常な認識、あるいは住民が直接自分たちの税という認識を持ったということが非常に大きかったのではないかと。これは私は、努力をし、理解をされた国税、大蔵当局にも、また、地方も大きな参加意欲を示して、むしろ結果としてよかったのではなからうか、私はこんなことを考えて、この税が地域の活性化の弾みになる。まだまだこれで

事足りるではありませんし、深刻なこれからの高齢化社会や地方分権の課題を考えますときには、地方の税財源はさらに充実強化をしなければならぬと思うわけでございまして、わづかでありまして、これが大きな意味を持つというように認識をしておる次第でございまして。

○石原(伸)委員 地方財源、地方分権の大きな弾みになるというお話を聞かせていただきました。時間が参りましたので、最後に総理大臣に一回だけ御質問させていただいて私の質問を終わらせていただきますのでございしますが、今般の税制改正や行財政改革を通じて、総理がこれから二十一世紀に對してどういう日本の社会をつくっていくと考えていらっしゃるのか、総理の二十一世紀へのビジョンをお聞かせ願ひまして、私の質問を終わらせていただきますと思います。

○村山内閣総理大臣 二十一世紀へのビジョンというものを一口で言うのはなかなか難しいと私は思うのですけれども、今石原委員の質問の中にも、例えば弱者に對する配慮とかあるいは高齢者に對する福祉とかいうことが強調されて御意見がございました。

私は、これはもう世界がこれだけ変わつて、軍拡から対立という時代ではなくて、軍縮から協調と平和を希求する時代になっていくわけですから、日本国の憲法というものを基調にして、やはり国際的に貢献できるものについては大いに貢献をしなければならぬ。同時に、国内的には、今申し上げましたような弱者への配慮とかあるいは福祉の充実とかいふものはやはり強調して、そして力の強い者も弱い者も平等、公平に生かされるようなそういう社会を実現して、本場に経済が発展をした、その発展を、恩恵を受けて、そしてなるほど日本の国は豊かになった、こういう実感に伴えるようなそういう社会をつくるということを実現として、これからも努力していきたいというふうに考えています。

○石原(伸)委員 ありがとうございます。
○高橋委員長 これにて石原君の質疑は終了いたしました。

しました。

次に、北沢清功君の質疑に入ります。北沢君。○北沢委員 私は、日本社会党・護憲民主連合を代表しまして、今回審議をされております税制改革について賛成の立場から質問をさせていただきます。

今石原委員からいろいろとお話がございまして、私も聞いておりました。村山首相なり大蔵大臣の御答弁、非常に深い、温かい、人に優しいといひますか、そういう御答弁がございましたし、そういう面については非常に今回の内閣が成立してよかったという実感は人一倍私は持つております。

私は、実は今回の改正について地方の福島の公聴会に委員として派遣をされ、また中央公聴会をお聞きをしまして、そこでの公述人の皆さんの御意見というものは、これはいろいろ各党派から御推薦されておるわけですが、御推挙されておるわけですが、そういうものを乗り越えて総じて言えることは、非常に今回の税制改革の内容といふものはきめ細かな妥当なものである、きめ細かなといふことが私は非常に大切なことであると思ひます。

今そのことは、今回の村山内閣のどのような政治を目指すかという社会、自民、さきがけの三党で確認されました「新しい連立政権の樹立に関する合意事項」といふものが六月三十日、明示されているわけですが、まず、基本理念としては、現行憲法を尊重し、幅広い国民支持を基盤に、生活者のための政治と地球規模の環境保全及び軍縮の促進を掲げておる。そういう合意事項が骨格になつておるわけですね。ここにいわれる幅広い国民の支持、そして生活者のための政治といふことは、これは非常に政治そのものが今回の連立内閣の中で変わった一つの基本政策であり、非常に評価すべき、今の時代に合った成果であろうというふうには私は思ふわけですね。

実は今回のことは、村山内閣が成立をして非常に短時間、二カ月間で連立与党の皆さん、特に与

党税調の皆さんの連日にわたる忌憚のない意見の中で、お互いに認識をして、やはり協力をしてできたものである。そういう面ではいささかも内部では疑点がない。そういう意味で、この改革が一番の難事業である、一般のマスコミも、非常にそこで突き当たるんじゃないかというそういう事前の報道がされて、国民の皆さんの心配もそこにあつたと思うのですが、そういう難事業をクリアしたということは、これはやはり今言つたような面での内閣の、首相を首班とする皆さんの非常にすぐれた指導性にある、理念にある、私はそう思つています。

特に社会党に對する、公約違反であるかということが非常に野党の皆さんから攻撃をされました。私は、考えてみれば、私どもは当時、実は消費税に反対したわけですね。それはそれなりのやはり事情があり、またこれも公明、民社等も含めて反対したわけでありまして、現実的には通過をして、そのことが定着したわけですね。

ですから、自衛隊合憲論もそうなんです、現に自衛隊が存在し、そういうものが、じゃ内閣がかつたから即時廃止とか予算が否定されるといふことは、議会政治の上にはあり得ないですね。革命政権ではあるんです。だから、私も社会党が議会政治に立脚している以上、やはりそういう中で例えば負の、マイナスのものを引き継いだとしても、それをどういふふうに変えて、本場に我々の理念に燃えたような、今三党の合意にあるようなものにするかといふことが、私は非常に大切である。そのことが、首相が非難に当たらない、首相からもいろいろとそれに対する意見の開陳がございましたけれども、私はそういうふうには理解しているのです。

だから、税制もそうなのでありまして、そういう中で、今回の地方消費税を含めて、三から五%に上げるといふことは、これは非常に私は、当初予想された七%というよりは低いわけですね。そういう努力の中で不公平税制を見直す。また大事なことは、首相がいつも言つておられるよ

うな資産と所得と消費という、そういう三つのバランスがとれるものであるということが一つの目標であるというわけですね。

だから、そういう意味で、私は連立内閣、前内閣の経験もございしますが、非常に当時は私も、私のことは当時中央紙も取り上げまして、与党の筆頭理事の嘆きという表現で大きく取り上げていただきました。あの当時、細川さんは地方分権とかそういうものを唱えておりましたけれども、私も、私も地方行政委員会とはほとんど聞かれなかった。大切でありながら聞かれなかったということですね。大臣の所信表明も聞けない。あらゆる問題がトップダウンというか、上からのあれであって下でただ単にまじめな議論をしようとも、そういうものはなかなか、上からのそういう形でされてきた。そういう一つの証左として、あの細川さんの夜中の国民福祉税と称する七％というものがあろうと思うのです。

そういうふうなことを考えると、私は、政治の手法、特に税制というものは、非常に国民にとって大切な資産にかかわる問題でありますから、これはやはり拙速で二、三の人がお城の上で決めて下知を下すということはあり得ない。そこに、政治手法というものがいかに積み上げられた民主的なものであり、強権的なものであつてはならぬ、そういう証左が今度のいわゆる税制の改革に反映をされたものである。それをしっかりと比べて考えていかなければ、一体細川さんのねらった七％というものは何であるかということ、今もって私どもはわからない。

じゃ特別福祉を膨大にするために必要なのか、またはいわゆる新保守主義という形で一部の高額所得者の減税に大部分を向けるかという、そういうこれからの日本経済の手法というものは、やはり私には今もってわからぬというのが現状ですね。これは国民にとつてもわからないこともありますから、今回の税制の意義というのはそういう意味で大事な、私はそう思っています。

これは前段のことでございますが、いろいろ今

回の税制については、本当のことを言うところ、これが終わりでないのです。これで終わったのではなくて、これからこの税制改革は大事でありまして、だから、例えば福祉ビジョンにしてもこの行政改革にしても、そういう面を、この前のときは議会の会期内でやるということを実は前内閣のときに言われまして、私は驚いたのです。これはもつと時間をかけて、本当にこのビジョンをビジョンとして、やはりそういうものを討議をして、そしてそういうものが反映されなければいけないですね。

だから今、修正案の中では、それができないから修正案を出すという、そういう拙速な、全くビジョンもない、細川さんのやつたようなあのような形で税制に取り組むということは、これは私は大変なことだ。そういう意味で私は、今回の税制と今後行われる年度内改正、それから今言った長期ビジョン等も含めて総合的な解釈をとるべきである、そういう施策をより速やかに樹立をするということが非常に大切だろう、そういうふうな考えます。

そういう点で問題を提起いたしますが、ここで手法その他について、首相からもし御意見がございましたら、今後の政治手法にかかわる問題でありますから、一応御意見を伺いたいというふうな思っております。

○村山内閣総理大臣 今、北沢委員から、連立政権の基本的な大事な、例えば透明度を高めて民主的に十分討議を深めて、そして特にこの税制問題等については、何よりも税を払う国民の理解と協力が必要だ、そのためにそういう配慮は十分行ふべきであるという意味の貴重な意見が聞かれました。旧連立政権の当時のことを申し上げるわけではありませんが、私は当時社会党の委員長として、国民福祉税七％に上げるという問題については、余りにも唐突で、こんなものがどこで決めたのかかわらずに出されてくるようなやり方については同意できません、こう言つて反対し

た経緯もあるわけでありまして、そういう反省も含めて、私も今御指摘がございましたように、より透明度を高めて、そして何よりも国民の皆さんが理解し納得していただける、こういう手法をとっていくことが一番大事だ。

連立政権というのは、これはもういつも言いますけれども、それぞれ違う考え方を持っている人たちが同じ政権を維持しているわけでありまして、したがってお互いに遠慮し合つて、言いたいことも言わずに我慢し合つて何かこうまとめていくというのではなくて、これは自民党には自民党の歴史もありますし、よさもありまして、いい点もあるし、社会党には社会党の持ち味もありますし、さきさきにはさきさきのやはり新しい持ち味もあるわけですから、そういう各党が持っているよさを十分出し合つて生かす合意、そして合意点とではいけないかというふうに思っています。

先ほど来申し上げておりますように、それだけに十分議論を尽くして、しかもいろいろな方々の意見も反映させながら、国民のコンセンサスが三党の合意になるといったようなやり方運営の仕方、工夫というものが一番大事ではないかというふうな考えておりますから、御指摘のような点につきましまして、十分これから心してやらなければならぬことだというふうに私は思っております。

○北沢委員 今の首相の答弁、非常に私は感銘を深くいたしました。まさにこれからの政治というものは、やはりそういう立場に立つて、また私ども今回の政権は決して社会党単独政権ではありません。せんから、消費税に対するいろいろな問題等については、やはり与党の中で今言ったような立場でなければ、当然そこからの生み出せるのではないかと、そういうふうな考えていまして、非常に適切な御答弁であるというふうに私は感じております。

そういう、日本は連立政権というものはもうほとんど初めての経験ですが、外国では相当な長い歴史を持っています、それで私はよく外国のものを

を見まして、日本では社会党はなくなるのだろうとか、社会党はどうのこうのというようなことを言われるのですが、外国はほとんど、この間もオーストラリアに行つてみたり、またヨーロッパへ行つてみて、結構社会党の復興というふうなものが非常に最近著しくなっているんですね。

恐らく世界は、かつての共産圏の残存が残っており、いわゆる資本主義的なものはあるかと思ひますが、しかしそういう中で各世界の動きをよく見れば、公平公正を求めるというところは、これは税制の上で最大のことで、政治の上でも公平公正を求めたり、やはり弱者なりそういう者の立場もある程度政治に反映していかないと、これは大変なことなんです。そういう意味で、決して私は申し上げたいと思ひます。

ただ、そこで問題は、二十一世紀に向けて少子・高齢化社会になるわけですが、そういう中で勤労者の皆さんがやはりやる気を起こすようなそういう、今もそんなんですが、税制体系というものが必要なわけですね。これは私は、企業も同じことだと思つたのです。空洞化して外国に行かないようにすることも、これもこれから雇用問題を含めて大切なことですね。そういうこと、今首相が言われるような弱者に対する厚い、温かい配慮、そういうものが一体となつて初めて、これからの高齢化社会へ突入するわけですね。

ですから、その時点で数少ない勤労者の皆さんが、税が重くてもうたえられぬ、お年寄りが見れぬということになつたら、これは高齢化社会が崩れるんですよ。ですから、やる気のあるという税制に、私は今回が一つの足がかりをしたのではないかと。だから、一概に教条的なことだけでは、これからの二十一世紀に向けての問題の解決にならぬ、そういう評価をしたいと思います。

そこで、具体的に申し上げますが、今回中央公聴会の意見の中では、資産をもつと考える、そういう指摘が非常に声が少かつたから、新聞にも大見出しで出ています。

お知らせいただければと思っております。それについて……。

○野中国務大臣 北沢委員には地方制度調査会の委員の一人としても鋭意今地方分権を含む地方制度全体の問題にお取り組みをいただいておりますのでございまして、現在、御指摘のように、今地方消費税につきましても地方分権の大きな弾みになるという言葉をいただきましたように、私もまたそのように認識をしておるわけでござい

ます。

ただ、それぞれ国におきましては、国、都道府県、市町村の税源の分離、あるいは州ごとにおいてそれを徴収する、賦課する、こういうあり方もありますし、シャープ勧告の際にもいろいろこの税源の国と地方のあり方について示されたところ

でございすけれども、私も我が国におきましては、やはり特定の財源のみで地方税制を構築するとした場合には非常に、都道府県や市町村の内政のほとんどを今地方が担っておるわけでござい

ますから、その財政需要もまた巨額になると思ふわけでございす。そういうことを考えますと、現下の情勢ではそれぞれの地方自治体の財政需要を賄うだけの税収はとも上げるのが現実

的には困難であるというように存じておりまして、地方分権が委員おっしゃるように進んだ場合

におきましては、地方税財政というものを根本的に改めまして、国・地方間の税源配分というのを徹底してこれに見合うようにやっていかなくてはなりませんし、さらに国・地方を通ずる事務配分を初めとする、いわゆる委員今それぞれ携

わつていただいております地方制度のあり方、あるいは地方財政のあり方というものを、こういう事務配分と関連させながら全般的に見直していかななくてはならないと思っておりますのでござい

ます。

御指摘のように、地方制度調査会あるいは税制調査会等の御審議を煩わしながら、現在進められております地方分権部会等の御答申をいただきました

き通常国会等に提案されるような状態を私どもも総理の指示のもとに努力をしながら、分権の趣旨に沿った税制のあり方あるいは財政のあり方というものが適切に対応されていき、構築されなくてはならないと存じておるところでございす。

○北沢委員 もう時間が来ましたので以上で終わりますが、最後に一つだけ申し上げたいことは、先ほど石原委員からお取り上げをいただいた食料品の非課税の問題でありまして、これは引き続き検討項目として検討するというところにそれぞれ一致しているという意味では非常に幸いなことだと思ふわけで

す。

特に、終始一貫社会党はそういう面で、国民の生活にかかわる基本についてはやはり考えていかなければならぬじゃないか。例えば所得のない人、年金の低い人、それから社会的弱者と言われる人、そういう者にやはりそういう面で配慮をしてい

かないと、これはやはり不公平というものが拡大するのではないか。こういう意味で、私は先ほどの石原委員への御答弁についてはうれしく受けとめまして、今後も私も引き続きお願いをしたいと思いますので、よろしく御検討をいただきたいということ、見直しを機にして、お願いを

したいと思っております。

以上で、申し上げたいことはございすますが、最後のこの問題は非常に重要な問題でありますから、あえて首相答弁を求めたいと思ひますので——求めません。いや、いいです。もう時間があ

れですから、これで終わらせていただきます。

○高島委員長 これにて北沢君の質疑は終了いたしました。

次に、五十嵐ふみひこ君。

○五十嵐(ふ)委員 さきがけの五十嵐ふみひこで

ございす。

野党・改革の皆さんが本委員会にまたも欠席を

されてる。しかも、その理由が、修正案の作成が間に合わないということとございす。そも

そも国民福祉税以来、野党の皆さんはずっと協議

会をつくられてこの問題を検討されてきたわけ

です。また、改革の皆さんの要求で本委員会が設定

をされたわけですから、本委員会設定と同時に本

来ならば野党案が出されてしかるべきものだろう

と思ひます。ですから、今回のこの態度は、私は

極めて意図的な引き延ばし以外の何物でもないとい

うことで強く糾弾をさせていただきますと思ひ

ます。

また、その内容を拝見いたしますと、修正案

の名に値しないような内容だと私は思ひます。私

ども本委員会での審議をずっと聞いておりまし

て、野党の皆さんの御主張の主なところは二階建

てがけしからぬということとございまして、一階

建てで、五・五兆円の既減税分すべてを制度化し

なさいというのが主な要点であつたかと思ひま

す。それに対して我が方は、基本的に五・五兆円

そのものが積み上げて出てきた数字ではない、景

気対策の面から出てきた数字であつて積み上げの

数字ではないから、五・五兆円すべて制度減税に

使うのが何ゆえをもつて理想、理念というのか、

また、二階建てにしたことが何ゆえをもつて理念

に外れるというのか、そのところが証明されて

いないではないかということと主張をして

まいりました。

また、我が国のサラリーマンの世帯のその実効

税率は決して現在でも高い水準にはないというこ

とを私繰り返し申し上げてまいりました。そうし

た中で、野党側の皆さんは、所得減税を積み増し

した場合さらに財政赤字が拡大をする、そして、

その場合には利払いの後世に迫ることになりま

すから、逆進性がより増幅されることにほかなら

ないではないか、私はそれは危険な大衆迎合であ

り、近視眼的なばらまき減税に近いということ

を申し上げておるわけでありますけれども、その財

源の面になると全く口を閉ざしてしまふ。私は、

極めて無責任な対案だと思ひます。

今回、急に突然出てきた自動車取得税の廃止あ

るいは特別地方消費税の廃止につきましても、私

は、これは将来の方向としては当然検討されるべ

き問題であり、私も方向としては賛成でございま

すけれども、これは地方自治体の貴重な財源、し

かもかなり大なる財源ということから考えて、そ

の財源手当てが考えられないでこれだけ出され

るということについては無責任のそしりを免れ得

ないと考えております。そういった面で、野党側

の皆さんの長い時間におわたる慎重な審議ですけ

れども、私は、極めて政策的な、遺憾な態度に終始

をしてきたということを最初にまず言わせていた

だきたいと思ひます。

そしてその中で、私が再三指摘したことに対し

て、いや、確かに所得税はそんなに水準が高くな

いかもしれないけれども、年金保険料と合わせる

と実は中堅所得層は負担は重いんだということを

反論をしてこられた委員の方がいらつしやいま

す。

そこで、お尋ねをしたいと思うのですが、保険

料と合わせた我が国の中堅所得層の負担というの

は、国際比較で本当に高いのでしょうか、そのこ

ところを大蔵省の当局からお答えをいただけます

でしょうか。

○小川(憲)政府委員 いつもお示ししております

国民負担率で申し上げますと、日本の場合には、

租税負担率が国税、地方税合わせて二四・一、社

会保険負担率一三・四、合わせて三七・五という

ことでございす。仮に、今ちょっと試算をして

みましたら、所得税と住民税だけをその租税負担

の中から抜き出しますと、この二四・一というの

が八・三ぐらいでございす。したがしまして、

社会保険負担は、実は雇用者負担もございすから

らわらないのですけれども、今委員御指摘のよ

うな形でこれと社会保険負担だけを足してみま

すと、二一・七という私の今手元の試算でござ

います。

これが同じようなことで、アメリカの場合には、

租税負担率と社会保険負担率を足して三六・三、

これに對しまして同じようなことをやってみます

と、二三・一でございす。同じような例で、イ

ギリスの場合、トータルで五〇・〇でございす

が、二三・七、ドイツの場合には、五一・〇の国民負担率に対して三二・〇、フランスの場合には、六一・八に対して三四・五と、仮に、社会保障負担率マクロと所得税の国税、外国については、負担率を足してみますと、そんな手元での計算でございます。

○五十嵐(ふ)委員 要するに、諸外国と比べても私はそんなに高い水準にはないということが証明されたと思います。そしてまた、国民負担の低い、低いあくまで行政サービスの水準との見合いで検討されるべきでありまして、いたずらに日本の国民の負担が重いからこれは減税しろと言うだけでは無責任だということを私は申し上げさせていただきます。

そしてまた、我が国は、医療保険の水準では、これは最も効率的に質の高いサービスを提供している国だということは言えると思います。また、年金保険についても、私は、保険料設定が低く行われていて、かなり成熟期間が短かった割には高い水準の支給が実は行われているというふうな思っております。年金財政から見ても、現在の年金水準は実は高いということを私は申し上げたいと思います。

というのは、世代間の公平ということに私どもは、政治家は十分に気をつけなければいけない。総理は、人に優しい国でありたい、政府でありたいということをおっしゃってまいして、私も大賛成なんです。とかく忘れがちなのは、高齢者は、選挙投票率も高いです。我々も大事にしなきゃいけないという意識がありますから目を向けがちなんですが、まだ選挙権がない、今有権者になつていない将来の有権者たちにきちんと目を向けてあげないといけないということだろうと思います。

〔委員長退席、中馬委員長代理着席〕
すなわち、今、年金の財政がこれから逼迫をしていくというのは明らかでございます。これは、逆にどういふことかといふと、若年層の将来の保険料なり将来の税金を、今のお年寄りが、今

の年金受給者が使っているということなんです。ですから、そこを考えたとき、将来の国民のために、有権者のために、実は年金財政の財布を空っぽにして引き渡すわけにはいかない。やはりある程度中身を詰めて引き渡してあげないといけないというわけですから、年金の保険料もある程度これは引き上げざるを得ないということだろうと思います。あるいはそのときに、当然、修正積み立て方式から賦課方式への移行も時代の必然だということもわかりますから、広く薄く負担をするという関係で、これは消費税をもつて、税をもつてこの部分を埋める。そして、サラリーマンのために、急過ぎる保険料のアップを、これを抑えていくということは、緩和をしていくということは必要なんだろうと思います。

逆に、だからといって、今の人たちのために所得税を下げなきゃいかぬという理屈には結びつかないんですね。保険料が高いから所得税を下げるという理屈には、私はこれは結びつかない話だろう。ですから、所得税はむしろ所得税として大事にしていきながら、消費税で急過ぎる保険料の上昇というものを抑えていくことは必要ですけれども、だからといって所得税を下げなきゃいかぬという野党の皆さんの主張というのは、どうも議論がすれ違っているといえます。すりかえが行われているというふうな思っております。

そこで、世代間の公平の観点というのを、もう少し詰めてお話をさせていただきたいと思っております。
私は、そういう面からいって、実は今回検討事項になって先送りされているわけでありましてけれども、慎重な検討が必要ですからそれでいいんだと思います。年金課税のあり方、それから私は、老人マル優、利子課税のあり方について、現状で本間に問題はないのかということ、改めて今言った世代間の公平の観点からお伺いをしたいと思います。まず大蔵大臣から、一般論として結構でございますから、年金課税のあり方、老人マル優のあり方について、問題意識をお持ちかど

うかということをお伺いをしたいと思います。
○武村国務大臣 お年寄りがどんなふうくる中で、お年寄りの所得とそれから負担あるいは福祉の内容とは、大変これから大きな、大きな問題だと思っております。そういう中で、きょうは個別に、年金を受けて、これに対する、年金所得に対する税についての見解を求められたわけでありますが、今は一部特例措置が講じられているところでございまして、今後受給者がどんなふうくる中で、この税制をどう考えるかということも一つの議論のテーマになってきようかと思っております。

同時に、マル優の問題も、さきのあいう国会の議論の末、六年前に方針が出されたわけでありますが、この金額、最大では一千万円近くありますが、妥当かどうか、あるいは所得制限がない中で老人の所得とこの優遇制度との関係をどう見るか等々、これもそれなりの議論が出てくるのではないかと今ふに思っております。

○五十嵐(ふ)委員 問題意識はをお持ちかどうかというところだと思います。

私も、別にお年寄りをいじめるという気は全くございません。それは、低所得層のお年寄りには十分な配慮が必要で、所得保障をきちんとなければいけない。だけれども、お年寄りも単に哀れみをかけられるべき存在であつてはいけません。であつて、誇りを持って国民として生きていかなければいけないはずであります。それには、負担すべきものはきちんと負担をしていくということによって、日本国民としての誇りが持てるのではないかと今も思っています。そしてまた、高齢者は資産格差が大きくて、お年寄りは全部貧しくてかわいそうな存在でいふわけではないというところにもっと目を向けなければいけない。一方で、これから日本を背負っていく若い世代に負担が重くなるということを考えますと、お金持ちのお年寄りにばかんとお金のばかものは払っていただく。利子というのは不労所得でございますから、これについては、すべてが非課税というこ

とでいいんだらうかという問題意識を私は持ち続けなければいけないと思います。
二千万円以上のかかり高額の所得があるという所得階層の中に、一体どれくらい年金も受給をされているという高齢者がいらっしゃるのか。あるいは、現在国債まで入れますと一千五百万まで非課税でございますけれども、このマル優の利用率、利用実態はどの程度か。おわかりになったら、おわかりになる範囲で結構でございますから、数字をお示ししたいと思っております。

〔中馬委員長代理退席、委員長着席〕

○小川(是)政府委員 申告所得者の状況をデータでとらえてみますと、年間の所得金額が二千万円を超える形で申告をされた方が二十七万一千人おられます。そのうち、公的年金等の所得がその中にあるというのを申告された方が四万二千六百八十五人ございまして、したがって、二千万円以上の所得を持つておられる方のうち、約一五・六％の方は公的年金も受給をしておられるというのが、数字でございます。

いま一つ、老人マル優の利用状況でございますが、少額預金、預金の関係で利用をされておられますのが約四百四十万人おられます。それから、別枠で少額公債の非課税がございまして、これは約二百四十万人でございます。もう一つ、郵便貯金につきましても、老人の方、マル優がございまして、これが約千二百四十万人でございます。

ちなみに、本年四月現在の六十五歳以上の方の総人口は千七百三十四万人というふうになっております。

○五十嵐(ふ)委員 要するに、二千万以上の高所得者の一五・六％が年金受給者でもあるということですから、年金受給者だからかわいそうだということにはならないということなんです。その方々の利子も、そしてその方々こそ一千五百万ぎりぎりまで実は非課税の恩典にあずかっているわけ、一方で、そういうことがない人たちがこれから非常に重い負担を負わなきゃいけないという、その世代間の格差というものを私は十分に

考えていかなければいけないと思います。

それから、行革について一言言わせていただきたいと思いますが、行革で財源が出る出ないの議論が出ていますけれども、何度でも申し上げさせていたいておりますが、重箱の隅をつつくようないわゆる役人いじめではこれは出てこない、確かに私は金額は出てこないのだからと思うのです。

これは、私は、日本の官僚というのはずっとかなり厳しく、そういう意味では七年も八年も続けてシーリングがかかってきておりまして、経常経費をカットしてきていますから、そういう意味での節約は限界にきているというのには確かにそのとおりだということを何度も申し上げています。むしろ、そういう役人いじめよりは、行政サービスの優先順位をきちんとしていくか、コスト意識をきちんとして事業を執行しているかという、あるいは縦割り行政の構造的な問題ではないかという、大きな枠組みの中でのむだ遣いというものをきちんとしていかなければいけないということを申し上げているので、そういう大きな枠組みのむだ遣い探しをすれば、発想を変えれば、私は行革効果、行財政改革の効果というのは実はかなりあるんだということを改めてここで強調させていただきたいと思うのです。

そのときに必要なのは、政治家が広い視野を持って、理念を持って事業の優先順位をつけていく、むだな押しつけをしないということが大事なのであります。また、それに対して官僚の皆さんが政治の分野に乗り出し過ぎないできちんとその分を守って、政治家の仕切りをきちんとしていくということが私は大切なことだと思います。そして、そうした中で行財政改革をきちんとしていけば、私は、これからの将来に向けての福祉需要の増高を考えて、国民の皆さんも、まあこれだけ汗を流し血を流せば仕方ないかということはお認めいただけるのではないかと。

その意味で、今回の改正は非常に正直な改正、そして地道な改正をしていただいた、お願いをし

ているというふうに思っておりますので、そのところをきちんと改めて主張をしておきたいと思

います。

時間がありませんので、最後に一点だけ質問をさせていただきます。

これまで、いわゆる租税の見直しというのが今の大きなテーマとして浮かび上がっておりますけれども、これは行財政改革の一環であるかもしれ

ません。

地方においても非課税制度というのはかなりござ

います。地方の非課税制度について、どの規模であって、問題はないのかどうか、その点を自治大臣にお伺いしたいと思います。

○野中国務大臣 委員御指摘のように、国の租税特別措置にかかりまして、地方におきましても同じように非課税等の特別措置があるわけござ

います。国にかかわるもの、地方独自のもの合わせまして、恐らく九千億近いものがあると認識をしておるわけでございます。あわせて、私ども、これの見直しを大胆にやっていくなくてはならないと存じておるわけでございます。

五十嵐委員おっしゃいましたように、先ほど野党・改革の修正案なるものが出てまいりましたけれども、私もちょっと散見させていただきましたけれども、私ども、どうして自動車の取得税とかあるいは特別地方消費税とかこういうものについて、一定のそれぞれ存在感を持つておるものを、地方にだけいじめようとするのか。私はそういう考え方に抵抗を感じるものでございまして、代替財源を示すこともなくこういうものを安易に出されるというのは、二月三日、突然深夜に国民福祉税なるものを出された考え方と共通すると思つて、むしろ、地方公共団体を預かる一人として私は怒りを覚えておる次第であります。

○五十嵐(ふ)委員 まさに無責任な姿ということについては、私も大臣と全く同感でございます。

地方の税についても、非課税制度について、公平性を確保する観点から、これから十分に年末にかけて審議をさせていただきたいと思つたすけ

ども、そうしたまじめな努力をする野党のあり方、また政府のあり方というものを引き続き堅持する

ということと、私どもは野党とは違うんだということとをきちんと示していきたいと思つたすけ

あります。

○高島委員長 これにて五十嵐君の質疑は終了いたしました。

次に、佐々木陸海君の質疑に入ります。佐々木君。

○佐々木(陸)委員 消費税増税を中心とする今回の法案に対して、我々は終始徹底質疑を要求してまいりました。率直に言つて、わけのわからない日程の駆け引きというふうなものに明け暮れまして、私たちとしては審議はまだ始まったばかりという印象を持っております。

事実、我が党はまだ二時間程度の質疑しかこの委員会ではないわけでありまして。政府や多くの政党が消費税の税率アップはやむなしと宣伝し、それがマスコミにも反映している。そういう状況のもとでも、世論調査を見ますと、多くの国民、半数以上の国民が依然として消費税に反対し、その税率アップに反対をしております。

その税率アップに反対をしております。

同時に、もう一つの野党である改革は、この間

にしばしば審議そのものをポイントし、きょうもここに参加をしていない。あたかも戦術的であるかのように見せかけてはいますけれども、この勢力は、細川元首相の国民福祉税構想に明らかなように消費税の税率アップに本質的に反対ではな

く、このポイント戦略などが、結局与党の反民主的な審議強行というのか採決強行というやうなやり方に拍車をかける役割を果たしている。その責任についても明確に糾弾をしておきたいと思

います。

質問に入ります。

首相は、今回のこの法案の審議が始まった最初の日、去る十月十八日の本会議で、私が、総理は果てしない税率アップへの第一歩を踏み出す責任をどう自覚しているのかという質問をしたのに対して、総理はこういふふうにご答へしました。「消費税率の引き上げについては、国会における審議、議決を経て行われるものでありまして、何かこれで五%に上げるとする際限なく上がっていくのではないかと、こういうような指摘がございまして、これは国会の審議も通じながら決めていただくことでありますから、」というようにことを述べられまして、明確に、する上がつていくものじゃないということをご否定されました。今もその御認識ですか。

○村山内閣総理大臣 とめどもなくするするする上がつていくなんというところは全然考えておりません。

○佐々木(陸)委員 この答弁の中では、国会の審議を経てやるから大丈夫なんだということを盛んに強調されました。しかし、国会の多数が国民への公約を平気で裏切る政党や議員で占められるやうなことになるれば、国会の審議とか国会の議決とかいっても、それは国民にとって何の安心、何の保証にもならないものになるということを言わざるを得ない。

今の国会の実態はどうか。一昨日のこの委員会

で、総理は改革の質問者に対する答弁の中で、昨

年の総選挙で消費税の増税を公約した党は一つも

なかったじゃないかということとを二回にわたつて

述べられまして、だから自分が今やろうとしてい

ることも、まあ許されるんだという趣旨のことを

言いました。赤信号みんなで渡れば怖くないとい

うことなんです、しかし、これは、どの党も約束してなかったことをやるということ、その先頭に

総理が立たれるということ、国民の国会への信頼、議会制民主主義そのもの、選挙制度そのもの

の根本を覆す、そういう危険をはらんでいる。きよ

く

く

うの日程設定そのものも、私はその上に立てられているものだというふうには言わざるを得ないわけであります。

その公約問題、議会制民主主義の根本にかかわる問題ですから、一つ決着をつけておく問題が残っておりますので、はっきりさせておきたいと思ひます。社会党のあの総選挙時の公約というのは、消費税に関しては何だったのかという問題です。

私は、個々の議員については問いません。社会党としてどうだったかということになれば、党として消費税を是認する立場に立っていたということとは間違いない。これは総理も認めておられるとおりで、そのとおりだと思います。したがって、廃止を主張する立場というのとはもつと転換されていた、それはあなたの言うとおりだと思いますが、そのとおりですね。

○村山内閣総理大臣 たびたび答弁してまいりましたように、そのとおりであります。

○佐々木(陸)委員 同時に、あなたが一昨日いみじくもこの委員会でも、さっき言いましたように、二回繰り返して言われましたように、どの党も税率アップを公約したこともなかった、いかなる意味でも社会党も消費税の増税は公約しなかった、これも事実ですね。

○村山内閣総理大臣 いや、私は各党も、私の知っている範囲で申し上げたんですけれども、消費税率を引き上げますと言つてこの選挙のときに公約をした政党はなかったんではないでしょうか、こう申し上げたわけですね。

○佐々木(陸)委員 社会党もそうですね。増税を公約はしていませんでしたね。そこをはっきりさせておきたいんです。

○村山内閣総理大臣 消費税率を引き上げますという公約はいたしてありません。

○佐々木(陸)委員 それは確認してください。たんにいいですが、しかし、社会党は増税をしないという、増税をするという公約をしなかったというだけじゃなくて、しないという公約をしてたんだ

じゃないですか。

○村山内閣総理大臣 これは、この際ですから正確に申し上げておきたいと思ひますけれども、昨年七月の総選挙の際の社会党の公約につきましても、「国民生活優先の予算を実現するためにも、安定的な税収確保の体系は不可欠です。資産と所得の総合課税化をはじめとする抜本的な税制改革に努めます。また、八八年の制度改正以来ほとんど手つかずのまま放置されてきたことによる所得税の実質増税構造の解消や、飲食料品の非課税化による消費税の逆進性緩和など、国民的な要望に責任をもつて応えらるる取り組みをすすめてまいります。」と、こういうことを申し上げておられます。私は、この資産と所得の総合課税化を初めとする抜本的な税制改革と、それから所得税の実質増税構造の解消というように言うことを言つておりますから、したがって、こういう考え方に基づいて三党の中で議論をされたものだというふう

に理解をいたしております。

○佐々木(陸)委員 今読まれたものの中では、消費税を上げるとも言っていないけれども、上げないとも言っていない。これはそうだと思うんです、消費税の問題は逆進性の緩和しか言っていないんですから。これは社会党の一つの公約ですよ。あの選挙は突然の選挙でしたから、今あなたが読みになった社会党のこの公約文書というものは、これは、私、手に入れたように思つてもほとんど入らない。社会党の政審にお願ひしたらコピーをくれませんか。ほとんど国民の目になんか触れちゃいないんですよ。

○村山内閣総理大臣 税率アップということは言つてませんけれども、しかし、この全体の文書の中から見れば、それはやはり所得と資産とといったようなバランスのとれたものについて……(佐々木(陸)委員「バランスなんて言つてません」と呼ぶ) いやいや、それはちゃんと、意味はそういう意味ですから。しかも、選挙が終わった後、連立政権がつくられた。その連立政権の合意事項の中でも、資産と所得と消費のバランスのとれた課税を考えていく、検討していくということとはちゃんと合意されているわけですから。した

という討論の中で、社会党の政策審議会長が、税率をアップするようなことは今絶対にしちやいかぬことだと言っているんです。これは国民に広く読まれ、広くテレビで見られてるんですから、これが事実上、消費税の税率アップをするかしないかという問題については、社会党のあの選挙での公約だったということになりますか。

○村山内閣総理大臣 今委員が指摘になりましたようなことについては、そのときのやりとりのこともありましようし、そのときの条件もいろいろあるでしょうから、そのことをもつて私はとやかく言うんではなくて、これは責任持つて党が出した公約の文書というものを私は読み上げて、こういうことですよというのを私は社会党の委員長としても申し上げておるわけですから、個々の議員がどこでどう言つたと言つたというように、この責任の所在にないもので、私は、党が責任を持つて発行した公約をもつて、これが党の公約ですよということをおし上げておるのですから、それ以上のことを私が申し上げる限りのものではないというふうに思ひます。

○佐々木(陸)委員 そこがごまかしだと思つてすよ。その党の公約でも税率アップということはないわけですね。言つてないですよ。その公約の言い方の中で税率アップまで含むことを言っているというふうにはあなたに言われるんですか。

○村山内閣総理大臣 税率アップということは言つてませんけれども、しかし、この全体の文書の中から見れば、それはやはり所得と資産とといったようなバランスのとれたものについて……(佐々木(陸)委員「バランスなんて言つてません」と呼ぶ) いやいや、それはちゃんと、意味はそういう意味ですから。しかも、選挙が終わった後、連立政権がつくられた。その連立政権の合意事項の中でも、資産と所得と消費のバランスのとれた課税を考えていく、検討していくということとはちゃんと合意されているわけですから。した

がつて、その経過を踏まえていけば、国民の皆さんには御理解をいただけるのではないかと、私はそう考えています。

○佐々木(陸)委員 国民の理解とか何とかいうことを言っているのではなくて、去年の総選挙の社会党の消費税についての公約は何だったのかというのを私は今問題にしているんですよ。だから、これををはっきりさせておかないと先に進めないわけで、今総理が言われました資産と所得の総合課税化ということがバランスという意味になるのですか、消費税も含めた。それはむしろちゃです。

○村山内閣総理大臣 私は、たびたび申し上げておりますように、一言半句、一言半句言つたことと違わないのか、こう言われれば、それはそんなことはありません、それは違ひますと。しかし、この言われた公約の中身について、そういう意味も含めた判断を私どもはしてまいりましたということをおし上げておるものであって、それはそのとおりに御理解をいただきたいと思ひます。

○佐々木(陸)委員 公約違反問題を問題にする場合には、国民がどう受け取つておるかという問題なんです。国民が当時の社会党の公約をどう受け取つたかということが問題なんです。だから、それををはっきりさせた上でなければ、理解いただけるとかなんとかという議論に進めないじゃありませんか。

社会党の当時の公約は、朝日新聞でもあるいは日野政審会長がNHKテレビで述べたのでも、税率アップはやつちやいかぬというのが公約だったんですよ。そこをはっきりさせないと、本当に不誠実ということになりますよ。その上で論議すればいいのですから、国民が理解してくれるか、これはないか。

○村山内閣総理大臣 これはもう何度も答弁してありますけれども、公約全体に含まれている意味というものを十分御理解をいただきたいと思つたんです。その意味を踏まえた上で、私どもは連立三

いいですか。例えば、所得税に対して重税感がある。その重税感を解消するためには、これはやはり生産を担っている人が一番大事ですから、生産を担っている皆さん方が重税感があつたのでは、これはやはり生産に支障を来すわけですから、したがって、できるだけ所得税も重税感がなくなるように直す必要があるという事は、公約の中にも書いてあるわけですから、これをやらせてもらつたわけですね。

同時に、そういうものも含めて、これから高齢化社会になっていく、福祉も考えにやいかぬというような場合には、所得税だけに税負担をかけていくことについては、いささかやはり問題が出てくるのではないか。国民的な負担というものは公平に、水平的にやる必要もあるというので、資産と消費というものの対する見直しもせにやいかぬ。(発言する者あり)

○高島委員長 静粛に願います。

○村山内閣総理大臣 そして、全体として税の公平が期せられるようなものにしていく必要がある、こういう観点から私どもは検討してきたのであつて……(発言する者あり)

○高島委員長 静粛に願います。

○村山内閣総理大臣 選挙のときに公約した公約の中身についても、そういう意味が含まれてつくられた文書である、私はそういうふうに理解しておるわけですね。

○佐々木(陸)委員 そんなことを言われますと、社会党が選挙のときに何か国民に公約しても、国民は信じられませんか、そんなもの。この文面の中から、税率アップも含むこともあつたんだみたいなことを言われたんじや話になりませんよ。税率アップはうまくない、よろしくないということ。この中から、このあなたが読まれた基本の政策をもとにしながら、当時の日野政経会長や、それから朝日新聞への公約として責任を持って回答してくれというその回答の中で、税率アップやりません、やっちゃいけませんということを言っているんですから、それでそれが国民に広く知られて

いるわけですから、国民との関係ではそれが社会党のあの選挙での公約だった、これははっきりさせなきゃだめですよ。それが国民に受け入れられるかどうかは別の問題ですよ。

○村山内閣総理大臣 これはもう何度質問されても同じ答弁しか私はできないと思いますけれども、

いいですか。(佐々木(陸)委員)もういいですよ、同じことなら言わなくていいですよ」と呼ぶ) いやいや、公約は先ほど読み上げたとおりの公約です。ですから、一言半句間違ひがないのか、こう言われれば、それは違ひはありますという事は認めているわけですね。いいですか。

ただ、これはお互いやはり政治家として、そのときの情勢の中で、この程度のものについては国民の皆さんも御理解をもらえるんではないかという、やはりその責任ある判断は政治家としてしなきゃならぬ。(発言する者あり)

○高島委員長 静粛に願います。

○村山内閣総理大臣 その是非については、国民の皆さんがそれはまた判断をされることでありますから、私はできるだけ皆さんの御理解をいただけるよう、これから努力してまいりますと、それは当然のことですと、責任持って判断をした結論ですと、こう申し上げているわけですね。

○佐々木(陸)委員 幾ら聞いてもごまかされるんですからね、結局、もういいですよ。私も、もうこれ以上同じことを繰り返してもそういう答弁しか返つてこないことはわかりましたから。

私たちの見るところでは、社会党の公約というのは、あなたが読まれたこの公約でも税率アップ言つてないし、当然言つてませんよ、消費税のことについては逆進性の緩和ということ言っているだけなんです。そして、その政策に基づいて社会党の責任ある人がテレビなんかで述べているものでは、税率アップしなきゃいけないと言っているのですから、それが国民への公約なんですよ。それが国民に今理解されるかされないかは別の問題です。

そこで、そういう前提に立てば、あなたの方は、消費税に関しては公約は基本的には二つあつた。一つは税率アップ反対という公約があり、もう一つは逆進性の緩和のための飲食品の非課税化という二つがあつた。それで、今あなたが首相としてこの国会に提案されている法案の中ではその二つとも裏切っているという、これは厳然たる事実じゃありませんか。そのことはやはり、国民が理解するかしないかということはいいですよ、あなたは理解すると思つていらっしゃる、私は理解しないと思つていらっしゃる。その違つているんだという事実ははっきり認める必要があるんじゃないですか。

○村山内閣総理大臣 逆進性緩和のために飲食料を非課税にしたいという事は申し上げてまいりましたから、この点については実践できなかった、実行できなかったことについてはまことに申しわけないという事は私は申し上げているわけですよ。しかし、これはやはり三党の協議の中でも社会党からは主張し、努力してきたんですよ。しかも、これはこれであきらめたわけじゃないんですから、これからその実現のために努力をしてまいりますということも申し上げているわけですから、それは私は、国民の皆さんには御理解をいただけるんじゃないかというふうに考えています。

○佐々木(陸)委員 率直に言つて、私が挙げた事実からいっても、社会党の政策の中の、公約の中の一歩肝心な点は、消費税の税率アップは少なくとも反対という立場だった、消費税は是認してはいてる。それを裏切つて、裏切つて提案をしてるんだということは、私ははっきり申し上げておきたいと思つています。総理の答弁、そういう点では極めて不誠実なものと私は言わざるを得ませんが、先へ進みましょう。

その不誠実さは、今度の法案の形式にも審議の内容にも、私は、別の形ではっきりあらわれていると思うのです。ことしの六月二十九日に、あなたが首相に選

ばれた日ですが、その日に自民党、社会党、さきがけ三党が結んだ「新しい連立政権の樹立に関する合意事項」、これも国民への公約じゃありませんか。

○村山内閣総理大臣 三党が政策的に合意をして、その合意に基づいて政権を担当してまいります、こういうふうに申し上げているわけですから、そういう意味では国民に対する約束になるかと思ひます。

○佐々木(陸)委員 その中では、福祉プログラム推進というものがまずあつて、それを保障するための税制改革があつて、その税制改革の前提として行財政改革の断行とか不公平税制の是正というものが置かれていたはずなんです。だからつまり、福祉の計画とか行財政改革とか不公平税制の是正とかいうものの三つは税制改革の前提という事を公約していたわけですよ、あの六月の約束の文書では。ところが、それをどれ一つとしてまともに示すことさえなく、消費税の五%という税率、つまり消費税の七割アップ、その増税だけ押しつけてくる。これもまたたけめきまわりない公約違反ということになりませんか。国民に対する裏切りということになりませんか。

○村山内閣総理大臣 私が内閣を引き継ぎましたのは、今御指摘になりましたように、六月二十九日の本会議で首班指名があつて、そして六月三十日に組閣をして、そして内閣はできたわけですね。前内閣からずっと、五兆五千億円規模の減税をするということはある意味では引き継がれてきている課題であるというややはり責任を私は感じました。したがって、その引き継がれた中身についてはやはりこれは実行しなきゃ、国際的な約束事にもなつておるということもありまして、それは一つの大きな前提として私どもは受けとめていくわけですね。

その五兆五千億円という減税をする、その減税の中身を一体どうするかというので慎重な審議をやつていただいたわけです。これは三党の中でもいろんな議論をされました。これは単に三党だけ

が決められてはなくて、いろんな団体の皆さんの意見も聞いたり、それからいろんな関係者の意見も聞いたりしてやってきたと私は思っています。

その結論として出てきたものでありまして、これはやはり、その短い期間に何もかもやり尽くして出た結論ならそれは一番よかったと思いますよ。しかし、残念ながら時間的にも間に合わない点もあったというので、精いっぱい努力をしてきて、お互い責任ある者として、これまではひとつつやろうとって、今この国会に税制改革法案を提案しているわけです。(発言する者あり)

○高島委員長 静粛に願います。

○村山内閣総理大臣 提案はしているけれどもこれだけではまだ不十分だから、したがって、これは第一歩として、見直し条項も含めてこれから行財政改革も福祉ビジョンについてもいろいろ検討する課題としてやっていこう、こう申し上げていくわけでありましてやっていこう、これもやらなかったからだめじゃないかというようなことになれば、これはお互いに責任を持てる結論は出ないという判断もあつてやったことですすかから、私は、皆さん方には御理解をいただけるんじゃないか、こう考えています。

○佐々木(陸)委員　先ほどから、公約の文書に照らして、あなたがやっていることがそれに合っているのか合っていないのかということを端的に聞いているんですけども、それに対してあなたは、合っていないということを実事上認めるんだけれども、それが理解されるとか、やむを得なかったとか、かなんとかとぐちゃぐちゃぐちゃぐちゃと説明ばかりされているので時間がかかってしょうがないんですが、確かに、それはさっき武村大蔵大臣も、矛盾に直面して出した苦肉の策だというようなことをお認めになりましたよ。苦肉の策という言葉は使いませんでしたけれども、矛盾に直面して出してきたんだと。

で、その行財政改革とか不公平税制の是正とか
というような問題がどうなるのかということを知
ると、全部附則の中に入っていて、予断を持つて

いないというふうに答えるだけでこの国会全部あなただけで逃れちゃうんですよね、結局。まだ決まっていなくていいから。決まっていなくても五割といふのは出してやる。そして、それが六割、七割になるのかと聞くと、予断は持っていない。そのときの法律をどうするかという問題についてまだ、予断を持っています。そんなんでおつては言いかねましたけれども、そういう点で、一方では五割という数字を、大して深く検討したものでもないようなものを出してきておいて、それが将来どうなるかということについては、予断を持っています。せんといふことでさっぱり答えないといふことでこの国会を乗り切つてこられたというのが率直に言つて実質だと思うのです。

つまり、九七年の四月から増税をやるという法案、その五％というのを今決めておいて、その実施の前にもう一回また見直す。それだったら、その見直すときに全部決めればいい。当然国民の常識からいったらそうなるはずじゃありませんか。そのときまでにすべての詰めた議論をして、それを出すのが本当に責任ある態度だと思ふんですよね。

それを、今五%というような仮置き数字を出してきて、これが本則だといつてこの国会の審議、いいかげんな、私たちに言わせればいいかげんな審議で乗り切つて、それで附則の方になつたら、もう附則だからというので事務的な手続でばつばつとやつてしまふようなことになつたら、本当に無責任で、そのときにまた六%だの七%だのになつたとすれば本当に、結局細川さんのやることと同じことということになるんですよ。そういう点では全く許されない問題であるということもはっきりと申し上げて……

○高鳥委員長 佐々木君に申し上げます。
時間が来ております。お早く願います。

○佐々木(陸)委員　時間になりましたから、総選挙の公約や連立与党の公約にまで違反してこんな異常な法律を出してきて全くけしからぬと言わざるを得ない。撤回以外にはないということを申し

上げたいと思うんです。

きよの新聞によると、総理はいつやめてもいい気持ちだということですから、これまでの歴代の自民党の内閣でさえ、私の内閣では税率アップをしませんがやってきました。あなたも今やめれば税率アップという汚名を着る総理大臣にならずに消えますから、撤回するかやめるか、そのことを要求して、私の質問を終わります。

○高鳥委員長　これにて佐々木君の質疑は終了いたしました。

この際、暫時休憩いたします。
午前十一時三十五分休憩



午後七時二十分開議

○高島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

す。
中馬弘毅君。

○中馬委員 動議を提出いたします。

ただいま議題となっております……（発言する者多く、聴取不能）……質疑……（発言する者多く、

聴取不能)……される者、離席する者多し)

○高島委員長 ただいまの中馬君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。――起立多数。よって、

各案に対する質疑は終る者、離席する者多し

席へお帰りなさい。(発言する者、離席する者多し)——理事以外は下がってください。席に下

がつてください。――まず下がりなさい。（発言する者多し）

大分議場が混乱しておりますので、暫時休憩いたします。

午後七時五十六分休憩

午後八時三十分開議

○高鳥委員長　それでは、ただいまから会議を開きます。(発言する者、離席する者多し)

加藤六月君外から修正案が提出されておりま
す。

趣旨弁明を省略するに賛成の諸君の起立を求めます。——趣旨弁明を省略するに賛成の諸君の起立を求めます。——起立多数。よつて、趣旨弁明は省略するに決しました。……（発言する者 離席する者多く、聴取不能）
暫時休憩いたします。

午後八時三十二分休憩

—

午後九時十三分
○高島委員長……（発言する者、離席する者多

〔議場騷然、拍手、聴取不能〕

〔委員長退場〕
午後九時十八分

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案に対する修正案

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の一部を次のように修正する。

附則第二十五條を次のように改める。
(検討等)

第二十五条 平成八年分以後の所得税については、中堅所得者を中心として税負担の累増感を

解消する観点から更に検討を加え、平成七年九月三十日までにその負担を軽減するための所要

2 消費税の税率については、社会保障等に要す

る費用の財源を確保する観点、行政及び財政の改革の推進状況、所得課税の在り方、租税特別

措置等及び消費税に係る課税の適正化の状況、消費税の税率構造の在り方、財政状況等を総合

ときは、平成七年九月三十日までに所要の措置

3 政府は、平成七年三月三十一日までに、行政を講ずるものとする。

及び財政の改革に関する具体的な施策に係る計画並びにその施策による経費の節減の見通しを国会に提出しなければならない。
4 政府は、平成七年三月三十一日までに、今後の社会経済構造の変化に対応した社会保障の在り方並びにその社会保障に関する施策に係る計画及びその計画の実施に要する費用の見通しを国会に提出しなければならない。

平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案に対する修正案
平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案の一部を次のように修正する。

附則に次の一項を加える。
(平成八年分以後の所得税についての検討)
3 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律附則第二十五条第一項の規定に基づく平成八年分以後の所得税についての検討は、この法律による特別減税後の所得税の負担の状況を考慮して行うものとする。

地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案
地方税法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち地方税法目次の改正規定中「第六節 特別地方消費税」を「第七節 特別地方消費税」を

第六節 特別地方消費税

第一款 通則(第百十三条―第百十七条)
第二款 徴収(第百十八条―第百三十一条)
第三款 督促及び滞納処分(第百三十二条―第百三十八条)を「第七節 罰則」に改め、
第四款 犯則取締り(第百三十九条―第百四十四条)
第五款 交付(第百四十四条の二)

「第一節 自動車取得税」

第一款 通則(第百九十九条―第百九十九条)
第二款 課税標準及び税率(第百九十九条)
第三款 申告納付並びに更正及び決定等(第百九十九条)
第四款 督促及び滞納処分(第百九十九条)
第五款 犯則取締り(第百九十九条の二)
第六款 交付及び使途(第百九十九条の三)

九条の六
の七―第六百九十九条の九
第六百九十九条の十一―第六百九十九条の二十二を「第一節 罰則」に加える。
の二十三―第六百九十九条の二十七
八―第六百九十九条の三十一
十二―第六百九十九条の三十三

第一条のうち地方税法第四條第二項の改正規定中「第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ」を「第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし」に改める。
第一条のうち地方税法第四條第二項の改正規定

の次に次のように加える。

第四条第四項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。
第九条の二第二項中「(第百二十二条の二第二項において準用する場合を含む。)」を削る。
第一条のうち地方税法第十四条の九第二項の改正規定の次に次のように加える。
第十六条の三第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第一条のうち地方税法第二章第十節を第十一節とし、第三節から第九節までを一節ずつ繰り下げる改正規定中「第十節を第十一節とし、第三節から第九節までを一節ずつ繰り下げ」を「第六節を削り、第五節を第六節とし、第四節を第五節とし、第三節を第四節とし」に改める。

第一条のうち地方税法第二百九十二条第一項の改正規定の前に次のように加える。
第二章中第十節を第十一節とし、第七節から第九節までを一節ずつ繰り下げ、第六節の次に次の一節を加える。
第七節 罰則
第百十三条から第百四十四条まで 罰則
第一条のうち地方税法第三百四十四条の三第一項の表及び第三百二十八条の三の表の改正規定の次に次のように加える。
第四章第一節を次のように改める。

第一節 罰則
第六百九十九条 罰則
第一条のうち地方税法別表第一及び別表第二の改正規定の前に次のように加える。
附則第三十二条を次のように改める。

第三十二条 罰則
附則第一条第一号中「第十條第三項及び第十二條の規定並びに附則第十九條」を「第十一條第三項及び第十五條の規定並びに附則第二十二條」に改め、同条第二号中「第十條第四項」を「第十一條第四項」に改め、同条第三号中「改正規定及び」を「改正規定、特別地方消費税に関する改正規定

及び自動車取得税に関する改正規定並びに」に、
「及び第十三条から第十六条」を「第十條、第十二條、第十三条及び第十六条から第十九條」に、
「附則第十七條」を「附則第二十條」に、「附則第十八條」を「附則第二十一條」に、「附則第十九條」を「附則第二十二條」に、「附則第二十條から第三十三條」を「附則第二十三條から第三十九條」に改める。

附則第三條中「附則第六條までにおいて」を削る。
附則第三十三條を附則第三十九條とし、附則第二十八條から第三十二條までを六条ずつ繰り下げる。
附則第二十七條第二項中「附則第十四條第一項」を「附則第十七條第一項」に改め、同条を附則第三十三條とし、附則第二十二條から第二十六條までを六条ずつ繰り下げる。

附則第二十一條第一項中「附則第十九條」を「附則第二十二條」に改め、「道府県にあっては」の下に「基準税率(同条第二項に規定する基準税率をいう。以下同じ。)」をもつて算定した当該道府県の旧特別地方消費税(旧法第百十三條第一項に規定する特別地方消費税をいう。以下同じ。))の収入見込額から旧法第百四十四條の二の規定により市町村に対し交付するものとされる旧特別地方消費税に係る交付金(以下「旧特別地方消費税交付金」という。)の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額及び基準税率をもつて算定した当該道府県の旧自動車取得税(旧法第六百九十九條に規定する自動車取得税をいう。以下同じ。))の収入見込額から旧法第六百九十九條の三十二の規定により市町村に交付するものとされる旧自動車取得税に係る交付金(以下「旧自動車取得税交付金」という。)の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額並びに」を加え、
「附則第十四條第一項」を「附則第十七條第一項」に改め、「百分の八十の額」の下に「合算額」を、「市町村にあっては」の下に「当該市町村の旧特別地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五

の額、当該市町村の旧自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額及び」

を、「百分の七十五の額」の下に「の合算額」を加え、同条第二項の表を次のように改める。

地方団体の種類	収入の項目	収入見込額の算定の基礎
道府県	一 旧特別地方消費税 二 旧自動車取得税 三 消費譲与税相当額	料理店業、飲食店業、旅館業等に係る売上金額 前年度中における当該道府県の区域内に定置場を有した自動車の取得件数 前年度の消費譲与税の譲与額
市町村	一 旧特別地方消費税 二 旧自動車取得税交付金 三 消費譲与税相当額	前年度の特別地方消費税交付金の交付額 前年度の自動車取得税交付金の交付額 前年度の消費譲与税の譲与額

附則第二十一条を附則第二十四条とし、同条の次に次の三条を加える。

(税理士法の一部改正)

第二十五条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の二中「特別地方消費税」及び「自動車取得税」を削る。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 附則第十条第一項及び第十二条の規定によりなお従前の例によることとされる特別地方消費税及び自動車取得税については、前条の規定による改正前の税理士法第五十一条の二の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効

第三十条の表中

力を有する。(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正)
第二十七条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

「軍人用販売機関等で地方税法第七十五条のゴルフ場のうち合衆国軍隊の直接管理に係るものの利用」	利用者	税
「軍人用販売機関等で地方税法第七十五条のゴルフ場のうち合衆国軍隊の直接管理に係るものにおける遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(地方税法第七十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。以下同じ。)」	遊興し、飲食し、宿泊し、又はその他の利用行為をする者	特別地方消費税

「軍人用販売機関等で地方税法第七十五条のゴルフ場のうち合衆国軍隊の直接管理に係るものの利用」

利用者
税
ゴルフ場利用

に、

「合衆国軍隊が日本国においてする自動車の取得」

合衆国軍隊
自動車取得税

合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供する軽油の引取り(地方税法第七百条の三第五項に規定する炭化水素油の消費を含む。)

合衆国軍隊及び合衆国軍隊の公認調達機関
軽油引取税

契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約に基づいて行う合衆国軍隊の使用する施設及び区域の建設、維持又は運営(軍人用販売機関等の建設、維持又は運営を除く。のみの事業をするために消費する軽油の引取り(地方税法第七百条の三第五項に規定する炭化水素油の消費を含む。))

契約者
軽油引取税

を

「合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供する軽油の引取り(地方税法第七百条の三第五項に規定する炭化水素油の消費を含む。)」

合衆国軍隊及び合衆国軍隊の公認調達機関
軽油引取税

に

契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約に基づいて行う合衆国軍隊の使用する施設及び区域の建設、維持又は運営(軍人用販売機関等の建設、維持又は運営を除く。のみの事業をするために消費する軽油の引取り(地方税法第七百条の三第五項に規定する炭化水素油の消費を含む。))

契約者
軽油引取税

改める。

附則第二十条を附則第二十三条とする。

附則第十九条のうち地方交付税法第十四条第一項の改正規定中「第十四条第一項中」の下に「並びに自動車取得税」を削り、「を」を「第百三十三条」に改め、「の下に」を「特別地方消費税の収入見込額」としては基準税率をもつて算定した当該道府県の特別地方消費税の収入見込額から同法第四百二十四条の二の規定により市町村に対し交付するものとされる特別地方消費税に係る交付金(以下「特別地方消費税交付金」という。))の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額とし、自動

車取得税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の自動車取得税の収入見込額から同法第六百九十九条の三十二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金(以下「自動車取得税交付金」という。))の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額とし、及び「当該市町村の消費譲与税」を「当該市町村の特別地方消費税交付金の

収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の消費譲与税に改め、「当該指定市のゴルフ場利用税交付金」に改め、「当該指定市の特別地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」及び」を加える。

附則第十九条のうち地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項の改正規定中「第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ」を「第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし」に改める。

附則第十九条のうち地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項の改正規定の次に次のように加える。

第十四条第三項の表道府県の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号から第十七号までを二号ずつ繰り上げる。

附則第十九条のうち地方交付税法第十四条第三項の表市町村の項の改正規定中「第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ」を「第十号を削り、第九号を第十号とし」に改める。

附則第十九条のうち地方交付税法第十四条第三項の表市町村の項の改正規定の次に次のように加える。

第十四条第三項の表市町村の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号から第十九号までを二号ずつ繰り上げる。

附則第十九条を附則第二十二条とする。

附則第十八条中「附則第十四条第一項」を「附則第十七条第一項」に改め、同条を附則第二十一条とし、附則第十三条から第十七条までを三条ずつ繰り下げる。

附則第十六条の前に次の一条を加える。

(検討)

第十五条 平成八年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税（以下「個人住民税」という。）については、中堅所得者を中心として税負担の累増感を解消する観点から更に検討を加え、平成七年九月三十日までにその負担を軽減するための所要の措置を講ずるものとする。

2 前項の平成八年度以後の年度分の個人住民税についての検討は、新法附則第三条の四から第三条の六までの規定に基づく特別減税後の個人住民税の負担の状況を考慮して行うものとする。

3 地方消費税の税率については、社会福祉等に要する費用の財源を確保する観点、地方の行財政改革の推進状況、個人住民税の課税の在り方、非課税等特別措置等に係る課税の適正化の状況、地方消費税の税率構造の在り方、地方財政の状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成七年九月三十日までに所要の措置を講ずるものとする。

附則第十二条を削り、附則第十一条を附則第十四条とし、同条の前に次の二条を加える。

(自動車取得税に関する経過措置)

第十二条 適用日前における自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第十条を附則第十一条とし、附則第九条の次に次の一条を加える。

(特別地方消費税に関する経過措置)

第十条 適用日前における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（第一条による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第百十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。）

に對して課する特別地方消費税については、なお従前の例による。

2 道府県知事は、条例の定めるところにより、特別地方消費税の特別徴収義務者が適用日の前日において交付を受けている旧法第百二十条第二項の証書を返納させるものとする。

平成六年十一月十七日印刷

平成六年十一月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局